保医発 0819 第 11 号 令和元年 8 月 19 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について

使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)については、令和元年厚生労働省告示第87号をもって改正され、令和元年10月1日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価とは、保険医療機関及び保険薬局における薬剤の支給に要する額として、医療保険から支払われるものであり、保険医療機関及び保険薬局が薬剤を購入する際に支払うべき消費税及び地方消費税に相当する額を含めているものであること。
- 2 薬価の算定については、「薬価算定の基準について」(令和元年8月19日保発0819第2号)に基づき、算出したこと。
- 3 薬価基準の別表に収載されている全医薬品等の品目数は、次のとおりであること。

区分	内月	東	注	射	薬	外	用	薬	歯科用薬	越剤		+
品目数	10,	2 0 1	3	, 8	7 4	2	, 4	0 7		2 8	16,	5 1 0